



法務省

関東矯正管区

KANTO Regional Correction Headquarters

更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を

私は、目の前のあなたに 何ができるか

人と関わり、人と向き合う仕事

—関東矯正管区—

矯正の機構

矯正局は、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）の保安警備、作業、教育、鑑別、医療、衛生など矯正施設に収容されている者に対する処遇に関する事務、矯正に関する法令案の作成に関する事務、矯正施設の組織・運営に関する事務、国際受刑者移送法に関する事務などを行っている法務省の内部部局です。



関東矯正管区

矯正管区は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の適切な運営の管理を図ることを目的として設置された法務省矯正局の事務を分掌する機関（地方支分部局）で、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州の全国 8 か所に設置されています。

このうち、関東矯正管区は、関東地方 1 都 6 県に新潟県、長野県、山梨県及び静岡県を加えた地域に所在する、刑務所等 18 庁、少年院 13 庁、少年鑑別所 12 庁、刑務支所 1 庁及び拘置支所 24 庁の合計 68 庁を管轄し、これらの施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。



職員紹介 - 矯正管区 -



平成25年 法務教官採用

私は、法務教官として採用されてから10年間、関東管内の少年院で主に女子在院者への処遇に携っていました。現在、矯正管区では、少年二課の事務官として、観護や保安関係の業務を中心に行っています。矯正管区として、施設が円滑に施設運営するためにどうあるべきか、また、矯正局と施設をつなぐ立場としてどうあるべきかなど、双方の観点を持った上で取り組む責任のある仕事だと思います。



令和6年 矯正専門職(作業療法士)採用

私は、前職では精神科病院に勤め、精神障害、知的障害、発達障害、認知症の方の支援に携わっていました。現在は、作業療法士として矯正管区で勤務し、受刑者の個々の特性に応じた処遇の充実に向けて精進しています。私の主な業務は、作業療法関連の処遇教育に関するスーパーバイズ、調査とりまとめ、研修や意見交換会の企画立案です。作業療法関連の処遇、教育、支援の全国的な体制整備を目指し、成人少年を問わず、沖縄から北海道まで広範囲にわたって業務に取り組んでいます。



平成22年 国家Ⅰ種(法務省)採用

私は、採用から15年、女子刑務所での勤務(刑務官)、法務本省や他省庁での勤務を経験しました。現在は管区監査官として、被収容者の不服申立ての処理に携わっています。矯正施設での適切な処遇には、法令の遵守がまずは重要ですが、近年では拘禁刑が導入されたことなどもあり、受刑者個々の特性への配慮とともに、一般常識に照らした対応が一層求められていると感じています。不服審査に当たっても、そのような観点での説明責任を果たせるよう心掛けています。



令和6年 矯正専門職(社会福祉士)採用

私は、矯正管区に配置された社会福祉士である矯正専門職として採用されました。採用以前は、障害者支援施設で勤務しており、そこでは触法障害者と呼ばれる利用者もおり、当時、施設内には「地域生活定着支援センター」が併設されており、司法と福祉の連携について関心を持つきっかけとなりました。現在は、矯正施設における福祉的支援をはじめとした社会復帰支援に関する業務に携わっており、特に研修や情報発信の充実化を図っています。





令和3年 総合職(心理)採用

私は、法務技官(心理)として採用され、5年目になります。採用から4年間は、少年鑑別所で鑑別や地域援助を行っていました。現在は、少年矯正第二課という部署で、管内の少年鑑別所が適切かつ円滑に運営されるように、施設と連携しながら、各種問題に対処したり、研修を企画したりしています。多角的な視点からの検討が求められる、簡単には答えが出ないことも多いですが、施設が少しでも働きやすくなるよう尽力していきたいです。

平成30年 法務教官採用

私は、法務教官として採用されて8年目になります。これまでは少年院の寮職員として、生活指導や体育指導を行っていました。現在は矯正管区の少年矯正部職員として、少年院の適切な管理運営、円滑な業務遂行のため、日々施設と連絡を取り合いながら勤務に当たっています。少年矯正に携わる一人であるというプライドと、その矯正教育の最前線である施設へのリスペクトを忘れず、責任感を持って業務に取り組んでいきたいと思えます。



平成10年 刑務官採用

私は、平成10年に刑務官として採用され、28年目になります。これまで、いろいろな刑事施設で現場に向き合ってきました。現在は、矯正管区成人一課の専門職として主に保安業務を担い、現場施設と上級官庁をつなぐ役割を果たしています。長年の経験を活かしつつ、常に現場の視点を大切にしながら取り組める今の仕事に大きなやりがいを感じています。



平成30年 作業専門官採用

私は、法務技官(作業専門官(建築))として採用され、8年目になります。採用から3年間は女子刑務所の技官として建物の改修・修繕工事、その後2年間は法務本省で矯正施設の設計業務に携わってきました。現在は、管区調査官付技官として管内矯正施設の建物の保全(維持管理)及び工事等の予算管理業務を中心に行っています。建物は日々老朽化するため、施設の技官と連携しながら適切かつ円滑に施設運営できる環境を整えることに尽力していきたいです。



明日を信じる… “人と向き合う”プロフェッショナルたち

刑事施設では、刑務官や法務技官らが勤務しています。犯罪をした者を更生に導く重要な使命を背負い、明るい社会と安全安心の国づくりを目指しています。



— 見て・守る仕事 —



職員紹介 -少年施設-

“未来を拓く”スペシャリストたち

少年施設では、法務教官や法務技官らが勤務しています。様々な背景を持つ少年たち一人一人と真摯に向き合い、これまでを振り返り、これからを考えることを支えています。



職員紹介 -各職種-

刑務官

刑務官は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の職員のうちから法務大臣が指定することとなっており、被収容者に対する制止等の措置、捕縄、手錠及び拘束衣の使用等一定の範囲の職務について、法律では、刑務官のみにその権限が認められています。

刑務官の職務は、性質上、指揮命令系統が明確であることが求められるため、階級制が採用されており、規則によって、上位の階級から順番に、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守の7階級が定められています。

刑務官は、職務として、被収容者の人権に関する理解を深め、また、被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得し、向上させるための研修及び訓練を受けることとされており、24時間体制で被収容者の収容を確保しつつ、施設の規律秩序を維持する責務を担っています。そのため、保安事故や災害等の発生に備えた各種訓練をはじめ、矯正護身術、武道訓練等を行っています。

また、受刑者の改善更生に向けた働き掛けも刑務官の重要

な仕事であり、日々受刑者の生活を指導し、悩み事に応え、必要な助言をするなど改善更生のための教育的な各種の指導も行っています。



武道訓練(柔道)



武道訓練(剣道)

法務技官(作業専門官)(福祉専門官)(国際専門官)(就労支援専門官)(修学支援専門官)

作業専門官は、刑事施設に勤務する法務技官のうち、受刑者の行う刑務作業の作業教育、職業訓練の指導、作業の安全衛生教育等の指導業務や刑務作業に必要な契約企業の確保、生産管理等の企画業務に従事し、刑務作業を技術的に支える役割を担っており、高い専門性と幅広い知識が求められます。

このほか、福祉専門官(12ページ参照)や外国人被収容者を処遇する上で必要な通訳、翻訳業務等を担当する国際専門官、被収容者に対して就労支援を行う就労支援専門官、少年院において復学・進学に向けて支援を行う修学支援専門官が配置されています。



法務教官

法務教官は、少年院や少年鑑別所のほか、刑事施設等で勤務します。少年院では幅広い視野と専門的な知識をもって、在院者の非行に焦点を当てた指導のほか、基本的な生活指導、教科の教育や職業の指導、健全な社会復帰のための支援等を行います。刑事施設では受刑者の改善指導等に携わります。少年鑑別所では在所者の心情の安定を図りつつ、法務技官(心理)と協力して在所者の問題性や改善更生の可能性を探ります。



法務技官(心理)

法務技官(心理)は、少年鑑別所のほか、少年院や刑事施設で勤務します。少年鑑別所では、在所者に対して面接や各種心理検査を行い、資質上の特徴、非行原因、処遇指針を明らかにするほか、少年院に送致された在院者にも積極的に関与します。また、地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談等にも応じています。少年院や刑事施設では、心理アセスメントのほか、各種処遇プログラムの実施やその効果検証等にも携わっています。



法務技官(医師等)

法務技官(医師等)は、刑務所等の矯正施設で勤務し、受刑者等の診察・治療、疾病の予防・健康管理を行います。受刑者等を改善更生させるための矯正処遇を効果的なものとする

ためには、受刑者等の心身の健康を図ることが必要不可欠です。医師のほか、看護師や薬剤師等の医療スタッフが矯正処遇の重要な役割を担っています。

准看護師

関東矯正管区の管下には、矯正職員を対象とした全国唯一の准看護師養成所があります。同養成所は昭和41年に開設し、毎年、全国から准看護師を目指す矯正職員が入所しています。

入所した職員は、2年間(全日制)で、准看護師としての知識及び技能を習得し、准看護師試験の取得を目指します。資格取得後は、1年間、東西の矯正医療センターでの実習を経て、各矯正施設の准看護師として勤務します。



講義風景



実習風景
※対象者役も職員です



勤務風景

採用試験

刑務官採用試験(高卒程度)

受験資格

- ①刑務A・刑務B：17歳以上30歳未満
- ②刑務A(社会人)・刑務B(社会人)：30歳以上40歳未満
- ③刑務A(武道)・刑務B(武道)：17歳以上30歳未満
(柔道又は剣道の実技試験を実施)

刑務官採用試験(大卒程度)

受験資格

- 21歳以上30歳未満
(21歳未満で大卒・短大卒見込み等を含む)

法務省専門職員(人間科学)採用試験

受験資格

- ▶法務教官区分
- ①法務教官：21歳以上30歳未満
(21歳未満で大卒・短大卒見込み等を含む。)
 - ②法務教官(社会人)：30歳以上40歳未満
- ▶矯正心理専門職区分
21歳以上30歳未満

医師の選考採用

受験資格

- 医師の免許を有する方(※年齢不問)
(ただし、定年年齢を超える場合には3年から5年の任期を定めた採用となります。)

採用情報はこちら

受験資格や試験日程の詳細は、法務省ホームページに掲載されています。
http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html



関東矯正管区所管矯正施設配置図

刑事施設



〒 312-0033 ひたちなか市市毛 847
水戸刑務所



〒 328-8550 栃木市惣社町 2484
栃木刑務所



〒 329-1493 さくら市喜連川 5547
喜連川社会復帰促進センター



〒 371-0805 前橋市南町 1-23-7
前橋刑務所



〒 264-8585 千葉市若葉区貝塚町 192
千葉刑務所



〒 290-0204 市原市磯ヶ谷 11-1
市原刑務所



〒 196-8560 昭島市もくせいのだ 2-1-9
東日本成人矯正医療センター



〒 183-8523 府中市晴見町 4-10
府中刑務所



〒 233-8501 横浜市港南区港南 4-2-2
横浜刑務所



〒 950-8721 新潟市江南区山ニツ 381-4
新潟刑務所



〒 400-0056 甲府市堀之内町 500
甲府刑務所



〒 382-8633 須坂市馬場町 1200
長野刑務所



〒 420-0801 静岡市葵区東千代田 3-1-1
静岡刑務所



〒 350-1162 川越市南大塚 6-40-1
川越少年刑務所



〒 290-0204 市原市磯ヶ谷 157-1
市原青年矯正センター



〒 390-0871 松本市桐 3-9-4
松本少年刑務所



〒 124-8565 葛飾区小菅 1-35-1
東京拘置所



〒 190-8552 立川市泉町 1156-11
立川拘置所

少年院



〒 300-1288 牛久市久野町 1722-1
茨城農芸学院



〒 311-3104 東茨城郡茨城町駒渡 1084-1
水府学院



〒 329-1412 さくら市喜連川 3475-1
喜連川少年院



〒 371-0222 前橋市上大塚町 60
赤城少年院



〒 370-3503 北群馬郡榛東村新井 1027-1
榛名女子学園



〒 289-1123 八街市滝台 1766
八街少年院



〒 193-0932 八王子市緑町 670
多摩少年院



〒 196-0035 昭島市もくせいのだ 2-1-3
東日本少年矯正医療・
教育センター



〒 201-0001 柏江市西野川 3-14-26
愛光女子学園



〒 239-0826 横浜市長瀬 3-12-1
久里浜少年院



〒 940-0828 長岡市衛山町 117-13
新潟少年学院



〒 399-8301 安曇野市穂高有明 7299
有明高原寮



〒 421-2118 静岡市葵区内牧 118
駿府学園

刑事施設について

刑事施設とは

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設と呼んでいます。

刑務所(少年刑務所を含む。)は、主として受刑者を収容し、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るべく、矯正処遇(作業・改善指導・教科指導)を行い、また必要性に応じて社会復帰支援(就労支援、福祉的支援等)を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設です。刑務所の中にはPFI法(※)又は公共サービス改革法(※)を活用し、官民協働による運営が行われている施設があります。

拘置所は、主として未決拘禁者を収容し、罪証隠滅の防止等に留意しつつ、円滑な刑事裁判の遂行に資するために設けられた施設です。

刑事施設には、適切な運営を期するための刑事施設視察委員会が設置されています。同委員会は、部外から選定された委員により構成されており、視察活動等を通じて、刑事施設の運営の実情を把握し、その運営について意見を述べる機関です。

関東矯正管区では、管内刑事施設において実施されている各種取組のサポートに努めています。

※PFI法…民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)

※公共サービス改革法…公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)

受刑者の処遇

安全・安心な国づくりのため、出所者による犯罪を防止し、犯罪に戻さないため、刑事施設では、それぞれの受刑者の問題性に応じて、その改善更生を図るために必要かつ適切な矯

正処遇を行い、本人自身に罪の意識を自覚させるとともに、改善更生に向けた主体的努力を促すための働き掛けを行っています。

平日の動作時限の一例(受刑者)



職業訓練



洋裁工場



自動車整備科



CAD技術科



クラブ活動



農業科



理容科



調理科



介護福祉科

入所から出所まで



^{*1}社会貢献作業…刑務作業のうち、社会に貢献していることを受刑者が実感することにより受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰への意欲を喚起させることに資する作業。

^{*2}福祉専門官……刑事施設等において高齢・疾病・障害により、出所後自立した生活を営むことが困難な受刑者等に対する福祉的支援を行う社会福祉士等の資格を持つ職員。

少年院について

少年院とは

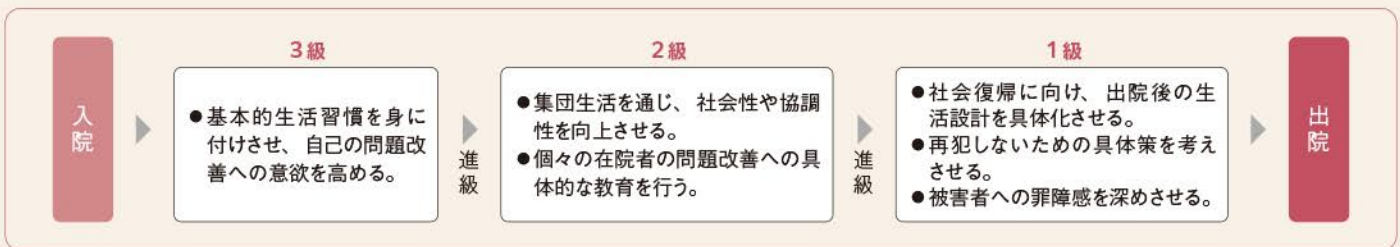
少年院は、家庭裁判所で少年院送致という保護処分¹の決定を受けた者等を収容し、その改善更生や円滑な社会復帰を図ることを目的として、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他健全な育成に資する処遇を行う施設です。

少年院では、各施設の特徴を生かしつつ、それぞれの在院者の問題性や必要とされる教育を考慮して在院者一人ひとりの矯正教育の計画を定めた上で、その特性に応じたきめ細やかな指導を行っています。

入院から出院まで

入院から出院までを3つの段階に分け、段階ごとに具体的な教育目標を定め、段階的に改善更生や社会復帰に必要な力を

身に付けられるように指導しています。



少年院の教育活動

少年院では、在院者の特性や問題性に応じて多様な教育を実施しています。また、円滑な社会復帰を目指し、自立した生

活を営む上での必要な支援を行います。

生活指導

● 問題行動指導 (特定生活指導等)

薬物、性、暴力、交友関係等個々の問題性について、標準化された教育プログラムを用いて、非行に関する意識、態度及び行動面の問題を改善するための指導を行います。

● 個別面接

担任教官との面接を通じ、自己の問題点に向き合わせます。



● 基本的な生活訓練

基本的な生活習慣や、協調性、自律性等を身に付けさせます。

● 保護関係調整指導

保護者に対する助言等を行いながら、家族関係の改善を図ります。



職業指導

職業生活に適應するため、勤労意欲を高めさせ、基本的な事務処理能力やマナー等を身に付けさせるとともに、各種資格取得に必要な訓練を行います。



教科指導

義務教育や高等学校への進学等を希望する者に対する指導のほか、希望者には高等学校卒業程度認定試験を提供しています。



特別活動指導

各種行事、社会貢献活動、地域の方々との交流等を通じて、情操を育むとともに、社会性や自主性のかん養を図ります。



体育指導

自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を育てるための指導を行っています。



社会復帰支援

● 帰宅調整

引受人を検討・調整して適切な住居を得ることや、そこへ円滑に帰宅するための支援を行います。

● 就労支援

求人情報の提供、採用面接の実施、職場見学など、出院後の就業のための手助けをします。

● 修学支援

受験や復学に向けた学校との調整など、修学のための支援を行います。

● 医療・福祉支援

関係機関を交えたカンファレンスなど、医療や福祉に関する援助を行い、円滑な社会復帰を助けます。

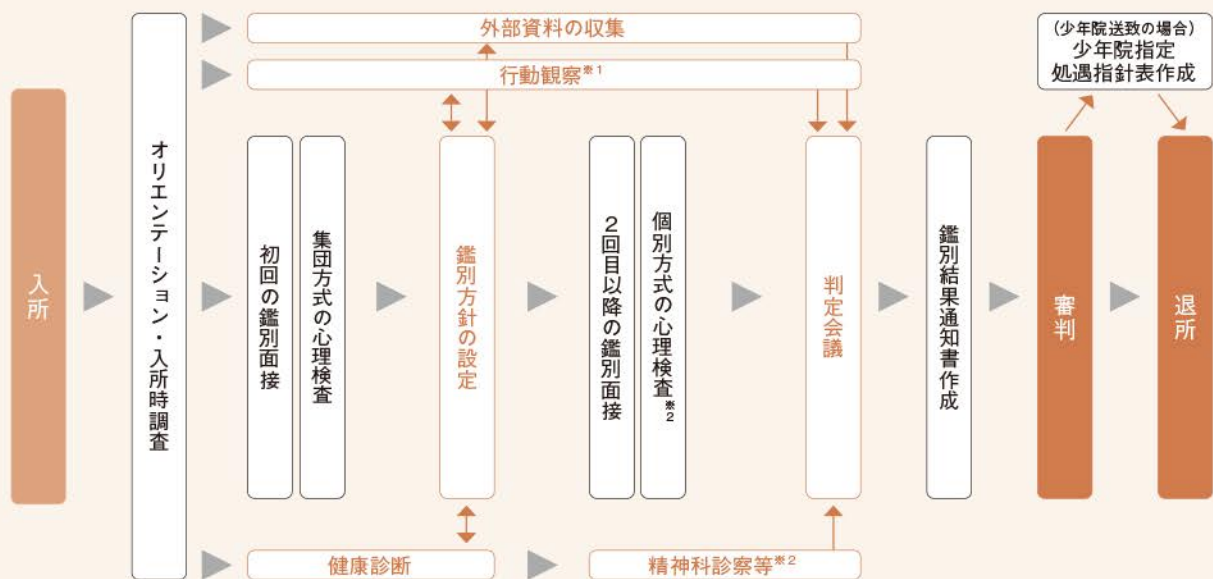
少年鑑別所について

少年鑑別所とは

少年鑑別所は、① 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、② 観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③ 地域社

会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設です。

鑑別



※1…行動観察には、在所中の日常生活場面における行動の特徴等を観察する通常の行動観察と、作文や絵画の作成など意図的に場面を設けてそこでの行動を観察する意図的行動観察があります。

※2…対象者の問題性等に応じて実施します。



診察室



健全な育成のための支援

観護処遇

少年鑑別所では、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行います。観護処遇とは、少年鑑別所に收容している者に対する取扱いの全て(鑑別を除く。)

をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。

地域援助業務

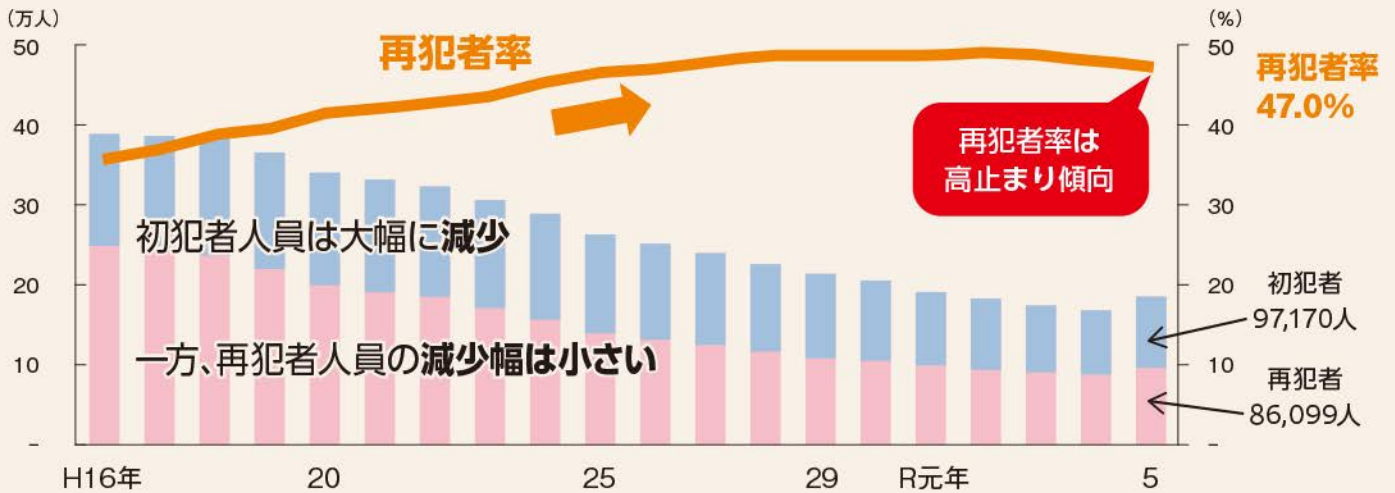
少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機

関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

社会復帰までの流れ

再犯防止を取り巻く現状～なぜ再犯防止が必要なのか？～

刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（令和6年版犯罪白書）



刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割を占め、引き続き高止まり傾向にあり、再犯の防止に取り組むことが、犯罪被害を防止し、安全で安心な社会の実現には必要です。

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、立ち直ることが難しくなっている人がいます。

仕事や住居がない

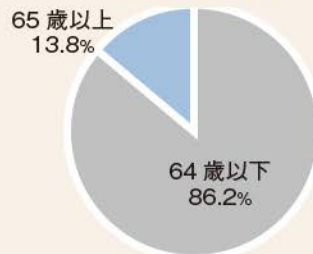
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況
(不詳を除く)

高齢である・障害がある

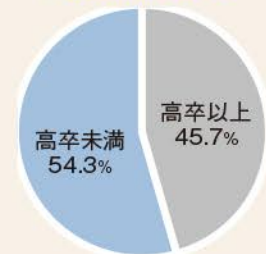
1割以上が高齢者



新受刑者の年齢

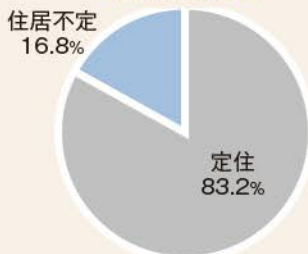
教育程度が比較的低い

5割以上が高卒未満



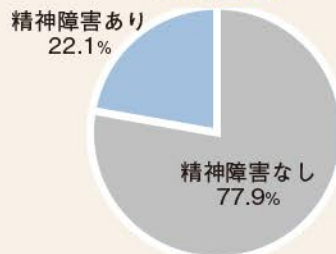
新受刑者の教育程度
(不詳を除く)

約2割が
犯罪時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況
(不詳及び来日外国人を除く)

2割以上が
精神障害あり



新受刑者の精神診断
(不詳を除く)

(令和6年矯正統計年報)

これらの「生きづらさ」は、本人の努力だけでは立ち直りが困難で、再犯に至ってしまう現状があります。

再犯の防止は、刑事司法関係機関による取組のみでは限界があり、国、地方公共団体、民間団体が一丸となって、息の長い支援を実施することが重要です。

再犯防止の推進

再犯防止施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本事項を定めた「再犯防止推進法」が平成28年に成立しました。

この法律に基づき、現在「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月閣議決定)に基づいた取組を進めています。

「第二次再犯防止推進計画」における7つの重点課題

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

矯正における取組事例

第二次再犯防止推進計画に基づき、矯正においても以下のような取組を進めています。

就労支援

矯正施設では、受刑者の社会復帰と職場定着を目指し、職業適性の把握や就労意欲の向上を図るアセスメントを実施し、その結果に基づき計画的な職業訓練や就労支援を行っています。コミュニケーション能力やビジネスマナーの習得を目的とした刑務作業や指導を充実させ、社会性や自発性を育む取り組みも推進しています。

さらに、個々の特性に応じた刑務作業を課し、パソコンスキルや課題解決能力など、就労に必要な知識・技能を指導します。職業訓練修了者には関連作業を割り当て、技能の維持・向上を図るほか、出所前の再指導や企業と連携した実践的訓練を積極的に実施し、円滑な社会復帰を支援しています。



ジェルネイル技能検定

農福連携

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。第二次再犯防止推進計画においても、農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起し、農業等への就労促進を図ることが掲げられています。

矯正施設における就農促進のための取組例として、農福関係団体と連携し、受刑者等に対し、就農意欲を喚起するための指導を実施しています。



就農指導

居住支援

適切な帰宅先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤です。

矯正施設における居住支援の取組例として、令和5年度から、居住支援法人(*)との相互理解を深め、連携を強化することを目的として、居住支援法人等の職員を矯正施設に招へいし、施設見学会及び意見交換会を実施しています。また、支援対象者の掘り起こしのため、矯正施設内で福祉専門官が個別面接を行うなどして、必要な支援につなぐための働き掛けを行っています。

(*) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条に規定する法人で、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助等を実施する法人として都道府県が指定するもの。



居住支援意見交換会

修学支援

受刑者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、文部科学省と連携し、全国の矯正施設を受験会場として、高等学校卒業程度認定試験を実施しています。また、少年院では、民間の事業者に委託して修学支援対象者が希望する修学に向けた支援に関する情報の収集と提供を行うほか、在院中から通信制課程を設置する高等学校に入学しての学習が可能であり、出院後の継続した学びに向けた調整等を行うなど、希望する在院者に対して、高等学校教育の機会を提供することとしています。



受験外出

再犯防止に向けた支援

コレワーク 関東(矯正就労支援情報センター室)

犯罪や非行をした者の中には、社会で再出発したいという強い思いを持つ人が多くいます。しかし、更生には本人の努力だけでなく、安定した収入による自立した生活の確保や、立ち直りを支え励ましてくれる人、そして「職場」という居場所の存在が欠かせません。

特に、刑務所等出所後に無職であることは再犯の大きな要因とされています。

コレワーク関東は、刑務所や少年院に収容されている人の中から、雇用を希望する事業主の採用条件に適合する人材を収容している矯正施設を紹介し、刑務所出所者等の雇用をサポートしています。

雇用につながる機会の確保は、本人の更生を後押しするだけでなく、再犯防止や犯罪被害者の減少にもつながります。

コレワーク関東は、犯罪や非行からの立ち直りを「雇用」で支えていただける事業主の拡大に努めています。

コレワークのサービス

コレワークは、事業主に対して、以下の3つのサービスを提供し、受刑者等の就労を支援しています。

(1) 雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介

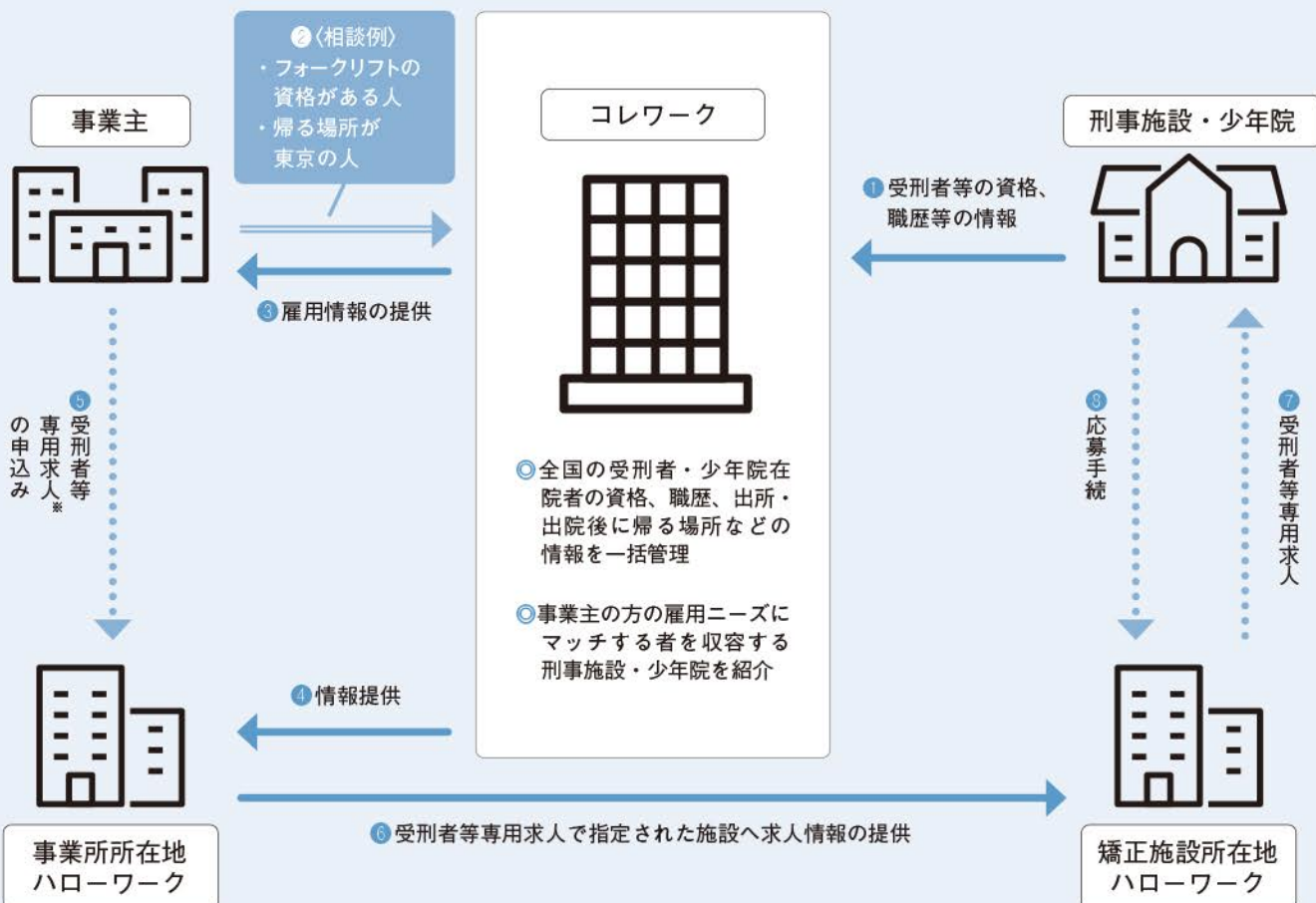
(2) 採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での一連の採用手続を幅広くサポート

(3) 就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度を案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、就労支援説明会等を案内
- スタディツアー、雇用セミナーの開催

〈雇用情報提供サービス〉



※受刑者等専用求人とは？ ①一般の求職者には非公開。②特定の刑事施設、少年院を指定して求人をすることができます。



コレワークキャラクター
コレまる

コレワークの取組

雇用支援セミナー さいたまスーパーアリーナで実施

刑務所出所者等の雇用にご関心をお持ちの事業主や関連団体の方々に対し、雇用に関する手続や各種支援制度に関する説明会を実施しています。



セミナー参加者と雇用実績のある企業との意見交換



施設職員と雇用を検討している事業主の名刺交換



シンポジウム

スタディツアー

刑務所見学を通じて事業主の理解を深め、出所者の雇用の拡大につなげる取組を実施しています。



施設見学の様子

コレワークによる事業主訪問

回数は限られますが、出所者を採用していただいた事業主を対象し、就職後しばらくしてからコレワークと施設の職員が職場を訪問しています。現場で感じている不安や困りごと、ご要望などを直接伺い、就労支援の参考にさせていただきます。



雇用先企業を施設職員と訪問

コレワーク関東 関東矯正管区矯正就労支援情報センター

所在地 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館1階

E-mail corrework-kanto@i.moj.go.jp

担当地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

▼お問い合わせはフリーダイヤルで

 **0120-29-5089** 受付時間 10:00~17:00(平日のみ)

関東以外からおかけの場合は ☎048-601-1608



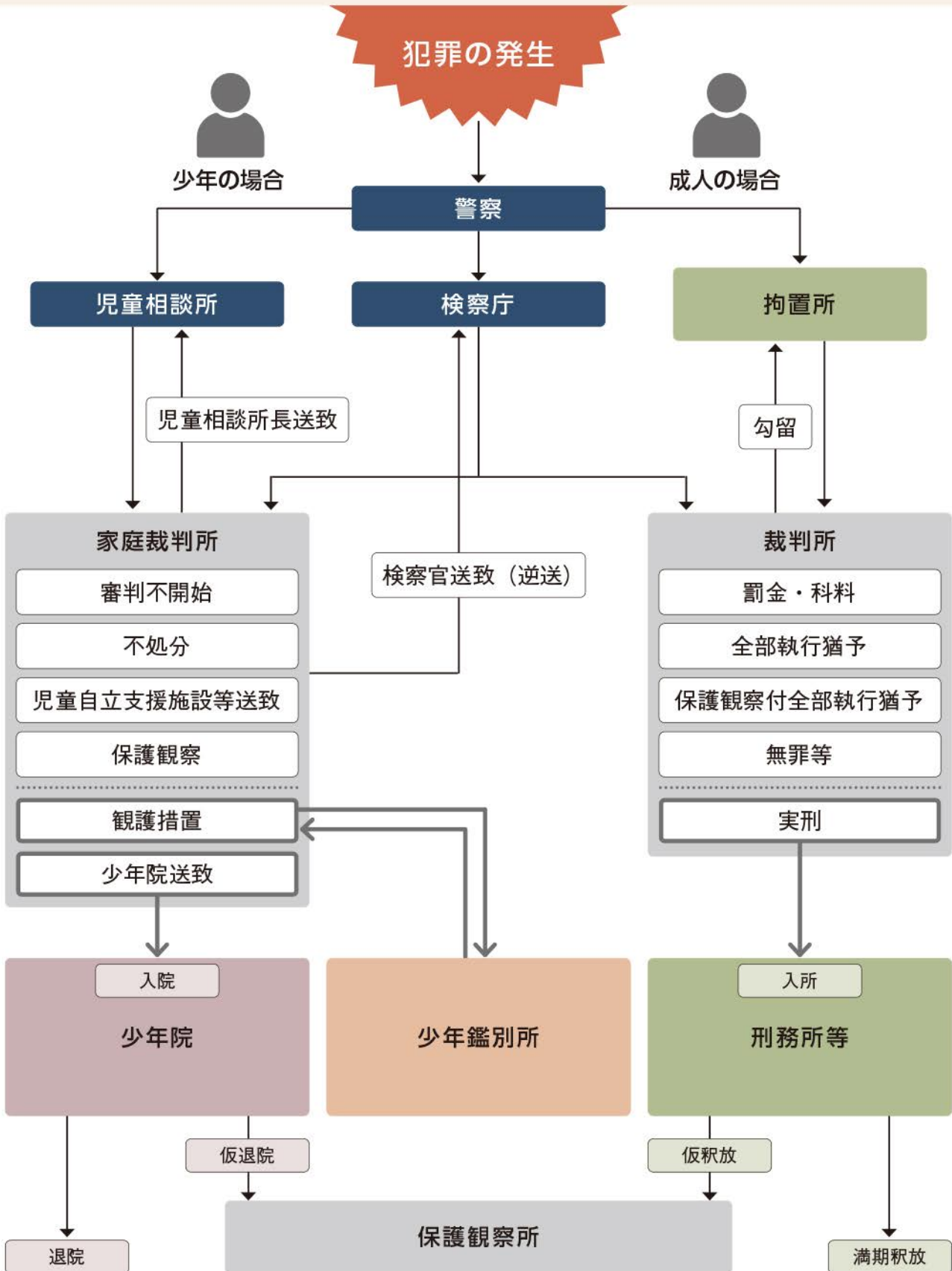
関東更生支援ネットワーク

関東甲信越・静岡地域を所管する法務省の組織である「関東矯正管区」と「関東地方更生保護委員会」が立ち上げた、罪を犯した人達を支える人・組織をつなぐネットワークです。メールマガジンの配信やセミナー・スタディツアーの開催等、更生支援に関する情報提供を中心に様々な分野の支援者同士をつなぎます。



犯罪発生以降の流れ

刑務所や拘置所、少年院、少年鑑別所の位置付けを理解いただくために、
犯罪発生後の一般的な流れを簡略化した図です。



被害者等の心情等の聴取・伝達制度

概要

矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、令和5年12月から運用が開始されました。

本制度の目的は、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する御意見等をお伺いし、これを加害者に伝えるとともに、

被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図ることにあります。

本制度の導入に伴い、全国の刑事施設及び少年院では、受付から伝達までの各事務を中心となって行う「被害者担当官」を指名しています。

① 心情聴取の申出

被害者等から申出書が提出されましたら、受付を行い、聴取を行う日時・場所等について、被害者等の意向を踏まえながら電話等により調整を行います。

③ 心情等の伝達

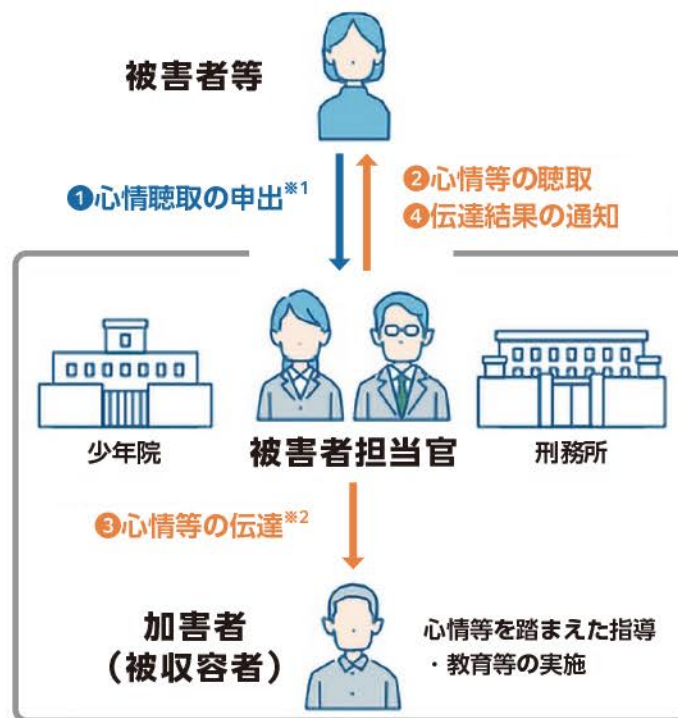
被害者等から伝達の希望がある場合、心情等の内容を記載した書面を被収容者の面前で読み上げて伝達します。

② 心情等の聴取

被害者担当官が、被害者等から被害に関する心情等を聴取し、その内容を記載した書面を作成します。

④ 伝達結果の通知

被害者等に対して、被害者等の心情等を被収容者に伝達した年月日や内容のほか、被害者等の希望に応じて、伝達の際に被収容者が述べたことなどを併せてお知らせします。



*1 申出は、全国の矯正管区・矯正施設(刑事施設、少年院、少年鑑別所)で可能。

*2 御希望があれば行う。

制度に関するQ&A

Q. どのような方が制度を利用できるのですか。

A. 加害者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪等により被害を受けた方、被害を受けた方の法定代理人、被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障(病気やけがなど)がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹の方です。

Q. 申出書の様式はどこにあるのですか。

A. 本制度のホームページ(下記のリンク先を御参照ください。)に様式を掲載しています。また、最寄りの矯正管区・矯正施設にお越しいただいた際に記入いただくことも可能です。

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>



地域社会と共生する矯正へ

再犯防止施策は、犯罪をした者等の立ち直りを政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となって支え、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目指しています。

また、矯正施設は、地域社会の一員として良好なコミュニティを築き共生していくことが求められています。

再犯防止に向け、また、地域と共にあるために、私たちは、

地域社会と向き合い、「開かれた矯正」を実現するために様々な取組を進めています。

その一つが、「地域貢献」や「地域援助」です。

関東矯正管区は、地域社会と共生する矯正の実現を目指します。

地域貢献 ～全国の矯正施設による災害支援～

矯正における 災害支援の経緯

災害に強い矯正施設だから できること。

◆平成30年12月14日、国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）の見直しによって、矯正施設が大規模災害時の活動拠点として明記されました。



平成30年7月
西日本豪雨災害における避難所開設
(岡山刑務所・鳥取刑務所等)

平成28年4月
熊本地震における避難所開設
(熊本刑務所)



令和6年1月
能登半島地震における被災地支援
(管区機動警備隊派遣)

令和元年10月
台風19号における被災地支援
(須坂市、水戸市、川崎市に対して管区機動警備隊派遣)

平成23年3月
東日本大震災における
避難所等運営支援
(石巻市：矯正管区機動警備隊の
ほか矯正職員派遣)

令和4年10月
台風15号における被災地支援
(静岡刑務所)



令和4年10月
シャワーブース設置(静岡刑務所)

〈災害への備え〉



エアテントの組み立て訓練



傷病者対応訓練



炊き出し訓練



仮設トイレ設置訓練

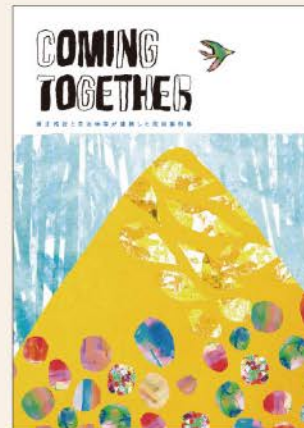
地域社会と共生する矯正へ

地域との連携

再犯防止や地方創生の推進等を目的として、全国の矯正施設において自治体等の地域との連携を進めています。

矯正施設と自治体等が連携した取組例として、府中市と府中刑務所が連携し、ふるさと納税の返礼品として刑務所作業製品等を用意するとともに、加えて、再犯防止や矯正行政の理解促進のため、無償の刑務所参観を企画・開催しました。

また、多くの方々に、矯正施設のことを「知ってもらう」「理解していただく」ことを目的として、法務省矯正局において、これまで矯正施設と自治体等が連携して行ってきた取組を1つの事例集としてまとめ、法務省HPで公開(右QRコード参照)しています。



地域援助のカタチ — 心理・教育的支援 —

関東矯正管区では、管内12箇所の少年鑑別所(法務少年支援センター)において、個別相談のほか、学校・福祉機関等の依頼による研修や事例検討会への参加、児童・生徒向けの少

年矯正行政の紹介や非行防止の啓発などの法教育等、多様な支援活動を行っています。



一般の方への箱庭療法



中学生への法教育



大学生への講義



一般の方への心理相談

法務少年支援センターみと(青少年問題相談室)	〒310-0045 水戸市新原1-15-15 ☎029-251-4816
うつのみや法務少年支援センター	〒320-0851 宇都宮市鶴田町574-1 ☎028-648-5686
法務少年支援センターぐんま	〒371-0035 前橋市岩神町4-5-7 ☎027-233-7552
さいたま法務少年支援センター(非行防止相談室ひいらぎ)	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-36 ☎048-862-2051
千葉法務少年支援センター	〒263-0016 千葉市稲毛区天台1-12-9 ☎043-251-4970
東京法務少年支援センター(ねりま青少年心理相談室)	〒179-0084 練馬区氷川台2-11-7 ☎03-3550-8802
東京西法務少年支援センター(もくせいの杜心理相談室)	〒196-0035 昭島市もくせいの杜2-1-1 ☎042-500-5295
よこはま法務少年支援センター(青少年心理相談室)	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-1 ☎045-845-2333
新潟法務少年支援センター	〒951-8133 新潟市中央区川岸町1-53-2 ☎025-265-1622
法務少年支援センター甲府	〒400-0055 甲府市大津町2075-1 ☎055-241-7747
法務少年支援センター長野(善光寺下の青少年心理相談室)	〒380-0803 長野市三輪5-46-14 ☎026-237-1123
法務少年支援センター静岡	〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2-27-7 ☎054-281-3220



法務少年支援センターHP



相談受付フォーム



法務省広報
公式マスコットキャラクター
「ももちゃん」



住所 〒330-9723
さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館13階

TEL 048-600-1500

関東矯正管区
ホームページ

